

地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途について

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その使途を明確化することが求められています。

平成31年度一般会計予算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	226,950 千円
(歳出) 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	2,600,542 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,555,743	648,665	249,341	99,950	557,787
社会保険	917,375	165,994	0	114,181	637,200
保健衛生	127,424	36,358	6,709	12,819	71,538
合計	2,600,542	851,017	256,050	226,950	1,266,525